

令和 8 年 奈良市人材確保支援事業業務委託
一般競争入札に係る質問と回答について

令和 8 年 7 月 14 日

奈良市産業政策課

	質問内容	回答
1	入札参加申込資格の（２）について 弊社は、別会社（承継元の会社）からの吸収分割により事業を承継しています。「2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項の（2）」に記載のある該当期間において、事業の承継元の会社では同種業務の受注実績がありますが、事業の承継先である弊社名義での実績はまだありません。（なお、承継元の会社で受注していた業務にかかる事業・サービスが弊社へ承継されています。）このように、会社分割等により事業・サービスを承継した会社の場合、承継元会社での実績をもって、「入札参加資格（実績要件）を有している」に関するご判断がされるのでしょうか。	吸収分割等により当該事業を承継した場合は、承継元の会社における同種業務の実績についても、提案事業者の実績として取り扱います。ただし、当該事業が承継されていることの確認できる書類の提出が必要です。吸収分割契約書（写し）や履歴事項全部証明書（写し）など、事業の承継を証明する書類及び承継元の会社名義での受注実績が確認できる書類（契約書や仕様書の写し）を提出してください。
2	入札保証金について 「同条第 2 項第 3 号に該当する場合は、これを免除します」と記載ありますが、弊社はこの免除に該当するのでしょうか。	入札参加資格に定める要件「令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間に、本市又は他の官公庁（特殊法人、独立行政法人を含む。）の発注において、本業務と同様の事業を受注し、これらをすべて誠実に履行したこと又はこれに準ずる実績を有すること。なお、本事業で示す実績には、競争入札によるものの他に、当該業務に係る提案等に関するプロポーザル（企画提案書）を提出する方式、若しくはこれに準ずる方式により選定されたうえで履行した業務も含む。」を満たす場合は入札保証金を免除します。
3	仕様書内「8. 成果物一覧」について No. 6 の項目「次年度に向けた事業提案書」を提出できるかが現時点では確約できません（弊社の次年度方針に沿う必要があるため）。成果物を	本成果物は、受託者が次年度も事業を実施することを前提としたものではなく、本業務を通じて得られた知見や課題を本市へ引き継ぐことを目的としてい

	期限までに納品することとありますが、納品出来ない可能性がある場合、入札参加申込は可能なのでしょうか。	るため、次年度以降の実施を約束した事業内容を提案する必要はなく、一般的・客観的な提案（課題・反省点、地域特性、参加企業のニーズ、改善点、今後考えられる事業展開等）を求めるものです。
--	---	---